

(議院運営委員会)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一四号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、国会職員法等の給与に関する規定との関係を整理するため国立国会図書館の館長、副館長及び専門調査員の待遇に関する規定を削るとともに、独立行政法人日本原子力研究開発機構法により核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所が解散することに伴い、納本義務を負う特殊法人等に関する規定の整理を行おうとするものである。